

令和6年度 学生団体継続届 説明会

医学教育推進課
課外活動担当



継続届って？

各団体が前年度に引き続き今年度も活動を行うことを大学に申し出るための手続きです。

届出をすることで大学の公認団体となり、学内の施設を優先的に利用できたり、補助金の交付申請を行うことが出来ます。

→公認団体には責務が生じます。

公認団体の責務って？

第6条 公認団体は、活動を通じて横浜市立大学を代表していることを自覚し、法令や社会規範、学内の規則等を遵守し、秩序ある活動を心がけるとともに、学生自治のもと学生自らの責任と判断による団体運営を行わなければならない。

2 公認団体は、大学が所有する学内の施設・設備・備品等を使用する際は、定められた規則に則って使用し、自らが利用する施設等の維持・管理に努めなければならない。

公認団体の責務って？

3 学長は、前項に違反した団体には、施設・備品等の貸出しを認めないことができる。

4 公認団体は、常に大学が発行する団体登録証を携行し、活動を行うとき又は窓口で申請を行うとき等、大学の求めに応じて提示しなければならない。

5 公認団体が学内外で活動を行うときは、必ず所定の手続きにより学長に届け出なければならない。

施設等の維持・管理について

- 年2回程度、粗大ごみの廃棄をします。
【碧水会対応】

開催時期は、碧水会で集約して決定してください。

※決定した開催時期を医学教育推進課に連絡
⇒医学教育推進課から業者に依頼します。

- 部室や各団体の関係施設は整理整頓し、
利用してください。

※一般的なゴミ以外は、すべて粗大ゴミの扱いです。

施設等の維持・管理について

・ 体育館、サークル棟の掃除

体育館の予約管理やサークル棟の割振りは、基本的に皆さんに管理を委ねています。清掃当番を決めるなど、皆さんで計画して管理運営してください。

施設の補修・修繕は、以下2つの財源から順次行います。

①碧水会の予算

②医学部学生のための予算

特定の団体や学年に利益が偏らないように意見をまとめてから、医学教育推進課に相談してください。

まずは見積りのみでも、ご希望があれば対応します。

施設等の維持・管理について

- 草刈り

年2回、大学予算で実施。

実施時期は皆さんの意見を集約して決定してください。

実施を決めたら、医学教育推進課へご連絡ください。

施設のルール上、**除草剤の使用は厳禁**です。

テニスコート	サークル棟	グラウンド

全体1周を1回としてカウントしています。

施設等の維持・管理について

- ・ 福浦キャンパスへの
車両入構、駐車場の利用について

土日祝に限り、機材の運搬等のやむを得ない場合のみ、事前に施設担当にて臨時の入構許可を願い出る事が出来ます。

他大学やOBから入構打診があれば、上記ルールを説明の上、医学教育推進課にご相談ください。

※ 当日の入構受付は許可できません。

※ 申請の際は、車のナンバー（もしくは特徴など）が必要です。

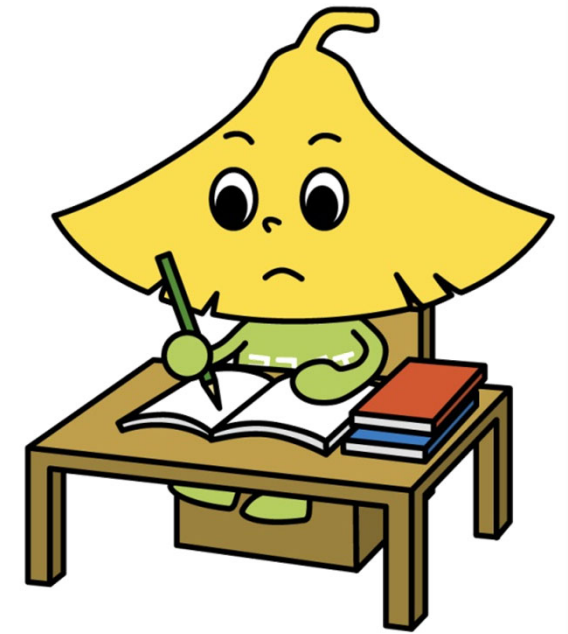
公認団体へのお願い

- 1 メールBOXは定期的（週1回程度）に回収してください。
- 2 郵送物を大学に送る場合は、**必ず団体名を記載してください。**
引き取りは原則当日にお願いします。

【送り先】 横浜市金沢区福浦3-9
横浜市立大学福浦キャンパス医学教育推進課 ●●部

- 3 個人情報の取り扱いは十分に気をつけてください。

提出書類



(1) 学生団体 **継続届**

- ・ 活動実績 ・ 活動予定を記入

(2) 団体規約 (各団体で所有)

(3) 団体名簿

解散する場合は...

(1) 学生団体 **解散届**

書類様式の場所

課外活動

HOME — 在学生の方 — 課外活動

▼ 学生団体へのお知らせ ▼ 事務室案内

学生団体へのお知らせ

次年度の団体登録や補助金申請等の案内が掲載されています。こまめに確認してください。

八景キャンパス所属団体へのお知らせ

団体継続・解散届

団体設立届

補助金申請・報告 <up!>

活動予定・報告

福浦キャンパス所属団体へのお知らせ

団体継続・解散届

団体設立届

補助金申請

必要書類が揃ったら



必要な書類を全て揃えたらメールで提出してください。

提出期間：5月7日（火）～17日（金）

提出書類のデータファイルを

下記メールアドレスに送付してください。

メールアドレス：igakukagai@yokohama-cu.ac.jp

※来年度の引継用にデータ保管・コピーを取ってください。

書類の準備

よろしくお願ひします！

